

米子市中学校給食事業 庁内検討委員会報告書

平成23年11月24日

米子市中学校給食事業庁内検討委員会

目 次

はじめに	-----P	1
第1 中学校給食事業の実施方式等について	-----P	2
1 中学校給食の実施方式について	-----P	2
2 中学校給食の実施体制について	-----P	6
3 中学校給食の実施方式等に係る検討結果	-----P	7
第2 学校給食の運営体制の効率化について	-----P	9
1 給食人員等に推計について	-----P	9
2 運営体制の効率化に係る手法について	-----P	10
3 運営体制の効率化に係る試算について	-----P	11
4 学校給食の運営体制の効率化に係る検討結果	-----P	14
第3 新設センターの建設地について	-----P	16
1 センター設置に必要な敷地面積について	-----P	16
2 給食の配送について	-----P	16
3 新設センター候補地について	-----P	17
第4 中学校給食の実施に係る学校等の整備について	-----P	19
1 配膳室の確保について	-----P	19
2 既存調理場に係るコンテナプールの改修について	-----P	19
3 ランチルームについて	-----P	19
第5 中学校給食の実施案等について	-----P	20
1 中学校給食の実施案について	-----P	20
2 中学校給食の実施に係る経費の積算について	-----P	21
第6 中学校給食に係るその外の検討事項について	-----P	24
1 中学校給食の実施に伴う食育の推進について	-----P	24
2 すこやか弁当の取り扱いについて	-----P	24
3 弁当と給食の選択について	-----P	25
4 食器等について	-----P	25
5 中学校給食の提供体制について	-----P	25
6 新設センター調理場の多機能化について	-----P	25
資料編		
1 米子市中学校給食事業庁内検討委員会設置要綱	-----P	27
2 米子市中学校給食事業庁内検討委員会委員名簿	-----P	28
3 検討経過	-----P	29
4 添付資料一覧	-----P	29

はじめに

中学校給食については、平成6年3月に「米子市立中学校給食検討委員会報告」において、給食の実施が提言されて以降、それに係る実施方式及び運営体制等について、幾多の研究、検討が重ねられてきた。

この間、本市においては、厳しい財政環境の中で、〇-157対策のための給食調理場の整備、小中学校の耐震化事業等に財源を優先配分してきたことから、中学校給食の実現は、長年に亘っての懸案事項となっている。

現在、本市の中学校給食は、日吉津村との組合立である箕蚊屋中学校及び合併した旧淀江町の淀江中学校の2校において実施されているが、旧米子市の中学校においては、依然として給食の実施には至っておらず、その実現は生徒の保護者を中心に強く求められている。

また、平成21年の学校給食法の改正により、「学校給食を活用した食に関する指導の実施」、「学校における食育の推進」が法律に規定されたことを受け、現在、多くの自治体で中学校給食の実施が促進されている。

このような状況を踏まえ、本年4月に、市長より中学校給食の実現を目指すための本格的な検討の指示があり、これを受けた形で、教育長を委員長とし、教育委員会及び市長部局の関係部署で構成する「米子市中学校給食事業庁内検討委員会」が設置された。

この委員会の役割は、ひと言でいえば、「実現可能な中学校給食の検討」であり、厳しい財政環境下において、約20年にわたり実現できなかった中学校給食について、いかなる方法で実施するかの方策を検討することにある。

当委員会は、本年5月以降、7回にわたり会を開催し、過去の検討及び研究報告の検証をはじめ、現在の学校給食事業に係るコスト分析等、中学校給食の実現のための方策を議論してきた。

中学校給食の実施は、施設整備及びその運営に多大な財源が必要となる大事業であるが、その実現については多くの市民が期待をしている。

この度の報告は、中学校給食実施に係る様々な課題等を整理する中で、実現可能な中学校給食の実施方法等について、現時点での考え方をとりまとめたものである。

平成23年11月24日

米子市中学校給食事業庁内検討委員会
委員長
米子市教育長 北 尾 慶 治

第1 中学校給食事業の実施方式等について

中学校給食事業の実施方式及び実施体制(以下「中学校給食の実施方式等」という。)については、過去の本市における検討及び研究において、様々な議論を重ねてきた経過がある。(参考1,2参照)

ここでは、過去の議論を検証した上で、調理場の敷地等の課題を整理し、給食運営に係るコストを分析することによって、実現可能な中学校給食の実施方式等を検討することとした。

参考1 - 【中学校給食の実施方式】

実施方式	内 容
単独調理方式	各学校に調理室を設け、給食の調理、配食、食器の洗浄等、全ての給食業務を自校で行う方式。本市の学校給食では、啓成、彦名、加茂、五千石小学校が単独調理方式で給食を実施している。
共同調理方式	共同調理場で複数校の給食の調理、食器の洗浄等を行い、各学校へ給食を保温食缶等で配送する方式。本市の学校給食は、単独調理校を除く全ての学校において、共同調理方式を採用している。また、共同調理場の規模によって、大規模センター方式と中規模共同調理方式に分けている。
デリバリー方式	委託業者が自らの調理施設で給食を調理し、各学校へ給食を一食ずつ弁当箱に盛り付けて提供する方式。本市においては、実施していない。

参考2 - 【中学校給食の実施体制】

実施体制	内 容
直営	給食調理業務を市の職員で実施する体制。本市においては、平成20年度から給食調理業務の民間委託を実施している。
民間委託	給食調理業務を民間に委託して実施する体制

1 中学校給食の実施方式について

(1) 単独調理方式と共同調理方式の比較

学校給食の実施方式における単独調理方式と共同調理方式の比較は、長い学校給食の歴史の中で、常に論議がなされてきた事項である。

このことは、本市においても、過去の検討等で様々な議論を重ねてきた経過があることから、ここでは、まず、これらの提言等を整理することとした。

なお、単独調理方式及び共同調理方式の比較については、平成9年の

米子市立中学校給食事業調査研究により、一般論的な比較表（資料別紙1）が作成されている。

また、中学校給食の実施方式に係る過去の提言等の概要は、表1のとおりとなっている。

表1【中学校給食の運営体制に係る過去の提言等の整理】

提言等	実施方式	実施体制
平成6年報告	単独調理方式	直営
平成9年研究結果	共同調理方式	民間委託
平成17年報告	17年度報告は、各方式及び体制に係る課題を報告	

(2) 給食未実施校の調理場敷地について

中学校給食の実施方式を検討する際に、まず、検証しなければならないことは、単独調理方式を採用する場合において、各中学校でその調理場敷地が確保できるか否かという物理的な課題の検証である。

つまり、中学校給食の実現可能性を考えた場合、それぞれの中学校において単独の調理場が確保できる敷地がなければ、自ずとその学校は共同調理方式を採用せざるを得ないという結論に至る。

過去の報告等では、「全ての給食未実施中学校に単独の調理場を設置することは不可能である。」との結果が出されているが、この度の検討においては、再度、現地調査を実施し、このことの検証を行った。

ア 現地調査結果について

平成17年度の調査によると、「単独調理場が確保できる中学校は半数しかない。」との報告になっている。（資料別紙2）

この度、再度、中学校ごとに調理場敷地の調査を行ったが、敷地の環境は、当時と変わっていない状況であり、全ての給食未実施中学校において、単独調理場を設置することは、現在の敷地においては、不可能であることを再認識する結果となった。

イ 調理場敷地の検証について

現在の中学校の敷地を前提に考えた場合、調理場敷地が確保できる中学校は一部の中学校である。

敷地が確保できない中学校について、近隣の敷地を買収すれば、単独調理方式の採用は可能になると思われるが、それには膨大な経費がかかるものとする。

(3) 給食実施方式に係る運営費について

一般的に学校給食の運営費は、実施方式ごとにコストが異なるため、

過去の報告等では、単独調理方式と共同調理方式のコスト比較が行われ、結論は共同調理方式がコスト的に有利であると提言されてきた。

現在、本市における学校給食は、大規模センター方式、中規模共同調理方式及び単独調理方式により実施されていることから、それぞれの運営費の比較をするため、既存調理場のコストの検証を行った。

また、事業者からの見積りによる比較検討についても、併せて行うこととした。

ア 給食調理場ごとの経費の分析について

平成 22 年度の本市における調理場ごとの給食 1 食当たりのコストは、次の表 2 のとおりとなっている。

表 2【調理場別 1 食当たり単価】*1 食当たり単価は税込額

調理場名	1 食当たり単価	給食人員	届出数	調理場稼働率
学校給食センター	128 円	4,623 人	5,000 食	92.5%
弓ヶ浜共同調理場	171 円	1,485 人	2,000 食	74.3%
淀江共同調理場	252 円	763 人	900 食	84.8%
尚徳共同調理場	147 円	2,336 人	2,500 食	93.4%
啓成小学校	257 円	337 人	600 食	56.2%
加茂小学校	191 円	646 人	700 食	92.3%
彦名小学校	277 円	240 人	300 食	80.0%
五千石小学校	402 円	178 人	300 食	59.3%

※1 食当たり単価及び給食人員は平成 22 年度実績より積算したもの

1 食当たりのコストを比較すると、給食規模が最も大きい学校給食センターのコストが最も安く、給食規模が最も小さい五千石小学校のコストが最も高くなっている。

また、調理場の形態（センター、共同調理場、単独校）ごとの比較をした場合、センター及び共同調理場は、配送費及び配膳費が別途経費としてかかるものの、その経費を含めても、センター、共同調理場、単独校の順でコストが高くなっている。

なお、共同調理場と単独校の比較において、給食規模のほぼ同じ淀江調理場と加茂小学校との比較では、加茂小学校が安いコストとなっている。これは、業者とのプロポーザル契約の結果によるものであり、当初、本市が想定したコストでは、淀江調理場が安いコストとなっていた。

これらのことから、調理コストを低く抑えるには、共同調理方式の採用が望ましく、また、同じ共同調理方式であっても、給食規模の大きいセンターの方が共同調理場よりも調理コストが安くなるものと考

える。

また、給食を利用する生徒及び教職員等の人数（以下「給食人員」という。）を当該調理場において調理可能な食数（以下「給食届出数」という。）で除した割合（以下「調理場稼働率」という。）に着目した場合、調理場稼働率が上昇すると、当然、1食当たりの給食コストは安くなることが予想されることから、新設、既存の調理場にかかわらず、調理場稼働率を上昇させることが、コストの低減に寄与するものとする。

イ 調理業務委託費に係る見積額の比較について

中学校給食調理業務委託費に係る調理場の形態ごとの事業者の見積額は、表3-1及び3-2のとおりである。

事業者の見積額を比較した場合、給食の委託コストは、3社とも大規模センターが安く、次いで共同調理場、単独調理場の順となっている。

表3-1【事業者見積額】*見積額は税抜額

単位：千円

項目	センター	共同調理場	単独調理場
A社	67,012	84,346	142,741
B社	75,348	97,085	183,272
C社	79,800	102,200	185,909
3社平均	74,053	94,543	170,640

【前提条件】・給食日数 180日・給食数 4,684食

・共同調理場(第一調理場 1,984食 第二調理場 2,700食)

・単独校 11校及び養護学校 1校

表3-2【上記事業者見積額 1食当たり調理業務委託単価】

単位：円

項目	センター	共同調理場	単独調理場
A社	79	100	169
B社	89	115	217
C社	95	121	221
3社平均	88	112	202

※上記 1食当たりの単価は、給食調理業務に係る委託経費の一食当たりの単価であり、表2の単価とは異なるものである。

ウ デリバリー方式について

デリバリー方式については、平成 17 年度の調査会において、表 4 のとおり報告されていて、その調理コストは概ね大規模センターの 2.56 倍のとなっている。

表4【大規模センターとデリバリー方式の調理委託費の比較】

項目	大規模センター(A)	デリバリー方式(B)	B/A
調理委託費	56,649 千円	145,048 千円	2.56 倍

(4) 給食実施方式に係る建設費について

平成 17 年度の報告の際に試算した調理場ごとの建設費は表 5 のとおりである。

施設整備費については、調理施設(受給校の設備費用は必要)が不要なデリバリー方式が最も安いですが、他の調理場の施設整備費については、ほぼ同水準の整備費用となっている。

ただし、中規模センター及び大規模センターにおいて、新たに土地を購入する必要がある場合、若しくは、単独調理場を確保するために近隣の土地を買収する場合は、施設整備費の他に土地購入費が必要となる。

なお、過去において本市が建設した調理場の経費は、表 6 のとおりとなっている。

表 5【H17 年度実施方式ごとの施設整備費の比較】

単位：千円

実施方式	施設整備費 A	国庫補助金 B	一般財源 A-B
単独調理+中規模センター	1,048,662	169,077	879,585
中規模センター×2 箇所	994,340	184,602	809,738
大規模センター	949,933	112,616	837,317
デリバリー	27,000	—	—

※実施方式が「単独調理+中規模センター」となっているのは、単独調理場の敷地が確保できない中学校を中規模センターで対応する前提としているため。

表 6【過去に建設した調理場のコスト】

調理場名	施設整備費 X	食数 Y	X/Y	供用開始
学校給食センター新設	969,837 千円	5,000 食	193,967 円	H20.4
弓ヶ浜共同調理場新設	407,914 千円	2,000 食	203,957 円	H15.9
淀江共同調理場新設	322,843 千円	900 食	358,714 円	H14.4
尚徳共同調理場新設	492,547 千円	2,500 食	197,019 円	H17.1

※土地の購入費は施設整備費には含まれていない。

2 中学校給食の実施体制について

給食調理の実施体制については、過去の検討等において、直営による実施か民間委託による実施かで、議論がなされた経過がある。

本市においては、行財政改革の一環として、平成 20 年 4 月に学校給食

調理業務の民間委託を実施したところであるが、これにより学校給食に係る経費の節減が図られ、中学校給食実施のための財政環境が好転したことは明らかである。

実施体制に係る経費の比較は表7及び表8のとおりであるが、民間委託を実施した前後で比較すると、対前年度比、約20%の経費削減となっている。

表7【学校給食に係る運営費の推移】

単位：千円

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
人件費	393,953	345,520	40,973	32,097	32,115
物件費	120,255	120,809	323,869	313,743	316,599
補助金等	17,431	16,782	15,537	15,942	25,691
合 計	531,639	483,111	380,379	361,782	374,405

※人件費には、学校給食課職員人件費が含まれる。

表8【1食当たりの経費】

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
年間食数(食)	2,013,475	1,944,890	1,929,298	1,885,513	1,962,422
1食単価	264円	248円	197円	192円	191円

3 中学校給食の実施方式等に係る検討結果

中学校給食の実施方式等について、過去の議論を検証し、実施に係るコストを分析する等の検討を進めてきたところであるが、中学校給食を実現可能なものとするための実施方式等について、次のとおり報告をまとめることとした。

(1) 中学校給食の実施方式について

中学校給食の実施方式については、物理的な課題として、「①全ての中学校給食未実施校において単独調理方式の採用ができないこと。」、「②単独調理方式の給食運営コスト及びデリバリー方式の給食運営コストは、共同調理方式と比較した場合、明らかに割高であること。」、以上の理由から、共同調理方式を選択すべきと考える。

また、共同調理方式を採用する場合において、センターと中規模の共同調理場を比較した場合、明らかにセンターの方がコスト的に有利であること(参考3参照)から、中学校給食の実施方式はセンター方式を選択すべきと考える。

参考 3- 【センターと共同調理場のコストの差額】

単位：千円

項目	センター(a)	共同調理場(b)	差額(a-b)
A 社	67,012	84,346	△17,334
B 社	75,348	97,085	△21,737
C 社	79,800	102,200	△22,400

(2) 中学校給食の実施体制について

中学校給食の実施体制については、「①既に本市の学校給食の調理業務が民間で実施されていること。」、「②直営による調理業務と比較し、民間委託による調理業務が明らかにコスト的に有利であること。」、以上のことから、民間委託による調理業務の実施体制を選択すべきものと考え

第2 学校給食の運営体制の効率化について

中学校給食の実施は、厳しい財政環境の中、〇-157 対策の実施、学校の耐震化等に係る財源の確保を優先してきたため、その実現を留保してきた。

教育予算については、学校の耐震化の推進等、今後も多大な財源の確保が必要になるものと予想されるが、このような状況の中で、中学校給食を実現可能なものとするためには、学校給食においても、既存の調理体制の見直し等、一層の運営体制の効率化を推進する必要がある。

前述した、学校給食に係る運営経費の分析結果では、給食の実施方式において、単独調理方式よりも共同調理方式がコスト的に有利であった。

また、既存の調理場稼働率を上げることは、一般的にコストの削減につながるものと予測される。

これらのことを踏まえ、ここでは中学校給食を実現可能にするための財源確保のために、学校給食の運営体制の効率化について、学校給食の実施を目標とする平成 27 年度からの給食人員等を算定した上で、試算を行うこととした。

1 給食人員等の推計について

(1) 給食人員の推計

平成 27 年度からの給食人員を算定すると表 9 のとおりとなる。

中学校給食未実施校の給食人員は、平成 27 年度で 4,028 名と推計されるが、小学校も含めた給食実施校の全体の給食人員は、小学校の児童数が減少することから、平成 22 年度と比べ 3,665 名の増にとどまる。

表 9【給食人員】

調理場名等	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
学校給食センター	4,623 人	4,785 人	4,908 人	4,968 人
弓ヶ浜共同調理場	1,485 人	1,183 人	1,151 人	1,114 人
尚徳共同調理場	2,336 人	2,132 人	2,085 人	2,009 人
淀江共同調理場	763 人	778 人	792 人	813 人
啓成小学校	337 人	330 人	346 人	372 人
加茂小学校	646 人	651 人	674 人	669 人
彦名小学校	240 人	228 人	211 人	189 人
五千石小学校	178 人	158 人	146 人	143 人
※給食未実施校		4,028 人	3,945 人	3,895 人
合計	10,608 人	14,273 人	14,258 人	14,172 人

※中学校給食未実施校は、淀江中学校、箕蚊屋中学校を除く市内の 9 中学校

(2) 既存給食調理場における追加調理可能食数の推計

既存の給食調理場において、給食届出数から給食人員を差し引いた数（以下「追加調理可能食数」）を算定すると表 10 のとおりとなるが、平成 22 年実績と比較して、平成 27 年度の追加調理可能食数は、約 360 食の増となる。

表 10【追加調理可能食数】

調理場名	届出数	H22 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
学校給食センター	5,000 食	377 食	215 食	92 食	32 食
弓ヶ浜共同調理場	2,000 食	515 食	817 食	849 食	886 食
尚徳共同調理場	2,500 食	164 食	368 食	415 食	491 食
淀江共同調理場	900 食	137 食	122 食	108 食	87 食
啓成小学校	600 食	263 食	270 食	254 食	228 食
加茂小学校	700 食	54 食	49 食	26 食	31 食
彦名小学校	300 食	60 食	72 食	89 食	111 食
五千石小学校	300 食	122 食	142 食	154 食	157 食
合計	12,300 食	1,692 食	2,055 食	1,987 食	2,023 食

2 運営体制の効率化に係る手法について

(1) 既存調理場の有効活用について

平成 27 年度の既存調理場の追加調理可能食数は、約 2,000 食であり、中学校給食に必要な調理数である約 4,000 食の半数が、既存の調理場で賄えることとなる。

しかしながら、実際は、各学校単位で給食が提供されるため、先ほどの単純計算は不可能であるが、各調理場の追加調理可能食数をできるだけ少なくすること（各調理場の稼働率を上げること。）は、一般的に 1 食当たりの給食調理単価が安くなることから、運営体制の効率化に寄与するものとする。

(2) 単独調理方式の見直し

給食の実施方式に係るコストを分析すると、単独調理方式が共同調理方式と比較した場合、コスト的にかかなり割高であることから、中学校給食の実施を契機に、既存の単独調理方式を見直し、全ての学校を共同調理方式に改めることが運営体制の効率化に寄与するものとする。

なお、単独調理方式を共同調理方式に改めた場合の試算結果は、表 11 及び表 12 のとおりであり、年間に 25,000 千円から 30,000 千円程度の給食運営費の削減を見込むことが可能となる。

表 11【単独調理場を共同調理場に改めた場合の経費削減額】

単位：千円

調理場名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
啓成小学校	6,970	7,308	7,857
加茂小学校	5,500	5,694	5,652
彦名小学校	5,691	5,267	4,717
五千石小学校	7,736	7,148	7,001
合計	25,897	25,417	25,227

表 12【単独調理場をセンターに改めた場合の経費削減額】

単位：千円

調理場名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
啓成小学校	8,173	8,570	9,214
加茂小学校	7,874	8,153	8,092
彦名小学校	6,523	6,036	5,407
五千石小学校	8,312	7,681	7,523
合計	30,882	30,440	30,236

※経費削減額試算式

$$(\text{「単独調理場一食単価」} - \text{「センター等一食単価」}) \times \text{「給食人員」} \times \text{「給食日数」}$$

【試算の前提条件等】

- ・各調理場の給食単価及び単独校の給食人員は表 2 及び表 9 のとおり。
- ・共同調理場は尚徳調理場の単価で試算
- ・給食日数は年間 192 日と設定。

3 運営体制の効率化に係る試算について

中学校給食をセンター方式で実施することを前提に、上記の効率化を実施しないケースと実施するケースを想定し、中学校給食の実施に係る運営経費についての試算を行うこととした。

また、運営体制の効率化を実施する場合、新設調理場において提供する給食規模が異なることとなる。(例：既存調理場の追加調理可能食数を活用すれば、新たな調理場での給食数は少なくなる。)

施設整備費は、給食の規模によりその費用が変動することから、新設調理場の施設整備費についても、併せて、試算を行うこととした。

(1) 運営経費の試算について

ア 試算の計算方法及び前提条件について

※試算の計算方法

- ・給食運営費＝調理場別 1 食当たり給食単価×給食日数×給食人員

※試算の前提条件

- ・給食人員：表 9 の給食人員とする。
- ・給食日数：平成 22 年度実績より 195 日と設定
- ・1 食当たり単価

既存調理場は、表 2 の単価を使用し、新設の調理場は、給食センターの単価を用いることとした。

※試算ケース

- ・次の表のとおり

【試算ケース】

項目	試算内容
方式 1	給食実施校は、現行の調理場での給食とする。 給食未実施校は、全て新たなセンターでの給食とする。
方式 2	給食実施校は、現行の調理場での給食とする。 給食未実施校は、可能な限り既存の調理場の活用を図ることとし、既存の調理場で対応できない給食未実施校を新たなセンターでの給食とする。
方式 3	単独調理校を廃止した上で、給食実施校と給食未実施校を再編し、既存の調理場で対応できない学校を新たなセンターでの給食とする。

イ 試算結果について

上記試算ケースにより試算を行った結果は、表 13 のとおりとなった。

方式 1 と方式 2 を比較した場合において、既存の調理場を可能な限り有効活用した方式 2 の経費が増加する理由は、弓ヶ浜共同調理場及び尚徳調理場の給食単価が新設するセンターの単価より高いためであり、方式 1 と方式 3 を比較した場合において、方式 3 のコストが安い理由は、給食単価の高い単独調理方式を共同調理方式及びセンター方式に見直したためである。

つまり、運営経費の効率化を図るためには、単独調理方式を見直し、センター方式又は共同調理方式による給食の運営体制の再編を図ることが必要となる。

なお、この試算における中学校給食の実施を契機とした運営体制の効率化の効果は、年間約 24,000 千円と見込まれる。

表 13 【運営体制の効率化に係る試算結果】

単位：千円

項目	既存調理場経費 H27～29 平均	新設調理場経費 H27～29 平均	合計	中学校給食 運営経費
方式 1	324,477	98,742	423,219	98,742
方式 2	357,326	72,850	430,176	105,699
方式 3	280,954	117,953	398,907	74,430

※中学校給食運営経費は、方式1(既存調理場経費 324,477 千円)から方式ごとの合計額を差し引いた額

(2) 新設調理場の施設整備に係る試算について

ア 試算の計算方法及び前提条件について

※試算の計算方法

- ・施設整備費＝給食1食当たり建設費×給食人員

※試算の前提条件

- ・給食1食当たり建設費
過去に建設した調理場の表14の施設整備費を参考に1食当たり200千円とした。
- ・給食人員
運営費経費の試算において、設定した方式1から3までの最大給食人員を表15のとおり算定した。
- ・国庫補助及び起債
国庫補助については、平成23年度単価を使用し、起債については、合併特例債の活用を前提に試算した。

表14【給食一食当たりの建設費(本市建設分)】

調理場名	施設整備費X	届出数Y	X/Y
学校給食センター	969,837千円	5,000食	193,967円
弓ヶ浜共同調理場	407,914千円	2,000食	203,957円
尚徳共同調理場	492,547千円	2,500食	197,019円
淀江共同調理場	322,843千円	900食	358,714円

表15【新設調理場給食人員】

項目	方式1	方式2	方式3
給食人員	4,028人	2,944人	4,833人

イ 試算結果について

運営費の試算ケースごとの施設整備費は、表16の結果となった。

施設整備費の経費の差は、給食人員の数によって決まってくるため、最も費用がかかるケースは方式3となる。

表 16【試算ケースごとの施設整備費】

単位：千円

項目		方式1	方式2	方式3
施設整備費		805,600	588,800	966,600
財 源	国庫補助	87,105	61,539	87,105
	合併特例債	682,500	500,800	835,500
	一般財源	35,995	26,461	43,995

※国庫補助については、付帯設備等に係る補助金は算定していない。

(3) 運営費と施設整備費の財源比較について

運営費の試算と新設調理場整備費の試算によって算出した方式ごとの一般財源等は、表 17 のとおりとなっている。

合併特例債は、その元利償還金の7割が基準財政需要額に参入されることから、運営費と施設整備費の財源比較を行う場合には、合併特例債の実質償還額を算出して、方式ごとの財源比較を行う必要がある。

合併特例債の償還期間が20年間であることから、その期間における運営経費、合併特例債実質償還額(年率1.8%)及び施設整備費に係る一般財源を表18のとおり算出した結果、財源的に最も有利な試算は、方式3のケースとなった。

表 17【試算ケースごとの財源比較】

単位：千円

項目		方式1	方式2	方式3
運営経費		98,742	105,699	74,430
施設整備 費	合併特例債	682,500	500,800	835,500
	一般財源	35,995	26,461	43,995

表 18【試算ケースごとの財源比較(20年間)】

単位：千円

項目	方式1	方式2	方式3
運営経費	1,974,840	2,113,980	1,488,600
合併特例債実質償還額	247,469	181,598	302,941
施設整備費(一般財源)	35,995	26,461	43,995
合計	2,258,304	2,322,039	1,835,536

4 学校給食の運営体制の効率化に係る検討結果

今後の学校給食の運営体制の効率化を推進するために、学校給食の運営経費と新設する調理場の施設整備費の試算を行ったところであるが、本市の財政に与える影響を考慮した場合、最もコスト的に有利な運営体制は、方式3で示したものであった。

つまり、単独調理場を廃止し、給食実施校と給食未実施校を再編し、既

存の調理場で対応できない学校について、新たなセンター対応するという運営体制である。

厳しい財政環境下において、中学校給食を実現可能なものとするためには、試算で示した運営体制の見直しを行い、効率的な給食体制の確立を図ることが不可欠であると考えます。

第3 新設センターの建設地について

新設センターの建設地については、設置に必要な敷地面積の確保、給食の配送時間及び用地取得費用の観点からの検討が必要である。

ここでは、これらの観点から新設するセンター調理場の建設地についての検討を行うこととした。

1 センター設置に必要な敷地面積について

センター設置に必要な敷地の大きさについては、既存のセンター等の敷地面積が参考となるが、既存の共同調理場の敷地面積は、それぞれの延床面積の約2倍程度の大きさが必要となっている。(参考4参照)

新設するセンターの規模は、現在の学校給食センターとほぼ同じ程度のものであるが、現在の学校給食センターは、コンテナプール等が、若干手狭となっているため、新設センターの建設に当たっては、概ね5,000㎡程度の敷地の確保が必要と考える。

注：コンテナプール

調理した給食を給食用コンテナ(給食を運搬するためのコンテナ)に入れ、配送用のトラックにつめこむとともに、そのコンテナを保管するスペース

【参考】4-既存共同調理場の敷地面積

調理場名	延床面積	敷地面積
学校給食センター	2,033.90㎡	4,199.91㎡
弓ヶ浜共同調理場	802.20㎡	2,055.60㎡
尚徳共同調理場	1,005.00㎡	2,014.16㎡
淀江共同調理場	773.53㎡	学校敷地活用

2 給食の配送について

学校給食の提供は、「学校給食衛生管理基準」により、調理後、喫食までの時間が2時間以内と定められている。

現在の学校給食の配送は、そのことを考慮し、単独校を除く小中学校を「弓ヶ浜部の小学校⇒弓ヶ浜共同調理場」、「南部地区の小中学校⇒尚徳調理場」、「淀江地区の小中学校⇒淀江調理場」、「その外の小学校⇒学校給食センター」、という概ね四つのブロックに分け、配送に係る時間を30分程度としている。

新設センターの建設地についても、給食の配送時間を考慮し、その設置場所を選定する必要があるが、そのためには、まず、既存のセンター

及び共同調理場から給食を配送する小中学校を確定し、既存の調理場で対応できない小中学校に係る配送時間に考慮した建設地を選定する必要がある。

(1) 中学校給食実施に係る既存調理場の配送体制について

中学校給食の実施に係る既存調理場の配送体制について、調理場からの距離及び各学校の給食人員を考慮し、平成 27 年度からの配送体制を表 19 のとおりとした。

表 19【既存調理場の配送体制】

調理場名 (場所)	配送対象学校	給食人員 (届出数)
学校給食センター (大谷町)	明道小,義方小,就将小,車尾小,住吉小,啓成小, 成実小,彦名小,湊山中,後藤ヶ丘中,市立米子養護	4,498 人 (5,000 食)
弓ヶ浜共同調理場 (河崎小学校隣)	河崎小,崎津小,大篠津小,和田小,弓ヶ浜小,弓ヶ 浜中,美保中	1,900 人 (2,000 食)
尚徳共同調理場 (尚徳小学校隣)	尚徳小,箕蚊屋小,伯仙小,五千石小,箕蚊屋中, 尚徳中,県立米子養護	2,474 人 (2,500 食)
淀江共同調理場 (淀江小学校隣)	淀江小,淀江中	778 人 (900 食)

※彦名小、成実小については、それぞれ弓ヶ浜共同調理場、尚徳調理場において、調理数が確保できないことから学校給食センターからの配送とした。

(2) 新設センターからの配送対象校について

既存センターから給食を配送する小中学校について、既存の調理場からの距離等を考慮し、19 表の配送体制とした結果、新設センターからの給食配送対象校は、「福生東小」、「福生西小」、「福米東小」、「福米西小」、「加茂小」、「東山中」、「福生中」、「福米中」、「加茂中」の 9 校となった。
(資料別紙 3 小中学校及び共同調理場位置図参照)

3 新設センター建設地の選定について

新設センターの建設地については、整備費を抑制するために、新たな土地買収を行わないという前提で、まず、面積用件である概ね 5,000 m²以上の土地を土地開発公社及び本市が所有する遊休土地から表 20 のとおり選定した。

次に、これらの土地からの前述した新設センターからの配送対象校(以

下「配送対象校という。）への配送について検討を行ったが、「高砂山用地の一部」、「崎津がいなタウン用地一部」、「米子市石州府地区工業造成用地」については、配送対象校から距離的に遠く、また、それぞれの土地の近隣の小中学校は、既存の共同調理場からの配送が可能であることから、これらの土地については候補の対象外とした。

その結果、「東山中学校敷地」と「流通業務団地内敷地」が有力な候補地となったところであるが、「東山中学校敷地」については、①「配送要件は満たすものの、学校給食センターに近い位置にあること。」、②「敷地面積が狭いこと。」、③「現在の敷地は、一部がテニスコートとして使用されていること。」、「流通業務団地内敷地」については、①「新設センターの配送対象校がほぼ国道 431 号沿線に存在しているため、給食の配送に支障はないこと。」、②「将来、少子化、施設の老朽化等により、給食調理体制の再編を図る場合、南部、淀江地域を含めた市の拠点施設となりうる位置にあること。」等の理由により、「流通業務団地内敷地」(資料別紙 4 参照 資料では 8-3 及び 8-5)を最終的な候補地として検討を進めることとした。

流通業務団地内に新設センターを建設することは、その施設の公共性が問われることとなるが、もとより給食調理場は、災害時には炊出し等の防災機能を兼ね備えている施設である。

加えて、新設センターを交通の要衝である流通業務団地内に設置することは、災害時において、炊出し物資等を容易に市内全域に配送できる機能をも併せ持つこととなる。

これらのことを総合的に判断した結果、新設センターの建設地については、「流通業務団地内」の企業未進出地を選定すべきとの結論になった。

なお、流通業の立地を目的とした流通業務団地に、給食調理を目的とした新設センターを建設することの法的制限については、災害時における炊出し物資等の配送センターとしての公共性から、クリアできるものと考えている。

表 20【中学校給食新設センター候補地】

敷地名(○は土地開発公社所有)	所在	面積(m ²)	摘要
○高砂山用地の一部	夜見・彦名町	18,502	彦名小学校近接
○崎津がいなタウン用地一部	大崎	216,409	
○米子市石州府地区工業造成用地	石州府	7,266	シャープ米子工場近接
東山中学校敷地内	車尾	約 4,400	
流通業務団地内分譲地	流通町	5,470	資料別紙 5 参照

第4 中学校給食の実施に係る学校等の整備について

1 配膳室の確保について

中学校給食を新設センター方式で実施し、そして給食の効率化に伴う調理場の再編を推進した場合、給食未実施中学校及び単独調理方式の小学校では、配膳室の確保及び整備が必要となる。

給食未実施中学校の配膳室については、該当校の現地調査及び学校長等との協議を行った結果、資料別紙5に掲げる箇所に配膳室を確保することが望ましいとの結果となった。

なお、現在の単独調理校については、単独調理場を配膳室として改修することとした。

また、クラスの人数が少数である米子市立米子養護学校においては、別途、配膳方法の検討を行う必要がある。

2 既存調理場に係るコンテナプールの改修について

※コンテナプールについては、P16参照

この度の中学校給食実施に伴う既存の調理場の再編においては、既存調理場の更なる有効活用を図ることとなるが、一部の調理場においては、コンテナプールが足りなくなることから、その拡張が必要となる。

給食用コンテナの数は、将来の学級数により決まるものであるが、現時点での見込みでは、弓ヶ浜共同調理場において、コンテナプールの拡張工事が必要となる。

3 ランチルームについて

ランチルームについては、平成17年度の調査会において、生徒数400人程度の平均的な中学校で500㎡（体育館の半分程度）の施設が必要であり、その費用は1中学校当たり、1億円を超える建設費が必要になると報告されている。

この度、全ての中学校の現地調査を行ったが、ランチルームを設置するためのスペースを全ての中学校において確保することは不可能であった。

また、現行の教育予算の中で、一箇所当たり1億円を超える建設費を捻出することは、非常に困難であると考えられる。

よって、中学校給食の実施に当たって、各中学校にランチルームを設置することは、現状では極めて難しいものと判断せざるを得ない。

第5 中学校給食の実施案等について

今までの検討結果を踏まえた、実現可能な中学校給食の実施案及びその案に係る経費の積算結果は次のとおりである。

1 中学校給食の実施案について

(1) 中学校給食の実施方式等について

中学校給食の実施方式については、共同調理方式（センター方式）とし、新たに給食センターを設置する。また、実施体制については、調理業務を民間委託により行うものとする。

(2) 学校給食の運営体制の効率化について

学校給食の運営体制の効率化を図るため、単独調理校を廃止する。

なお、中学校給食の実施を契機に、既存の学校給食提供体制の再編を図り、既存の給食センター及び共同調理場で対応できない学校に対し、新たなセンターで給食を提供する。（参考5参照）

【参考】5-【再編後の給食配送体制等】

調理場名 (場所)	配送対象学校	給食人員 (届出数)
学校給食センター (大谷町)	明道小, 義方小, 就将小, 車尾小, 住吉小, 啓成小, 成実小, 彦名小, 湊山中, 後藤ヶ丘中, 市立米子養護	4,498人 (5,000食)
弓ヶ浜共同調理場 (河崎小学校隣)	河崎小, 崎津小, 大篠津小, 和田小, 弓ヶ浜小, 弓ヶ浜中, 美保中	1,900人 (2,000食)
尚徳共同調理場 (尚徳小学校隣)	尚徳小, 箕蚊屋小, 伯仙小, 五千石小, 箕蚊屋中, 尚徳中, 県立米子養護	2,474人 (2,500食)
淀江共同調理場 (淀江小学校隣)	淀江小, 淀江中	778人 (900食)
新設センター (流通業務団地内)	福生東小, 福生西小, 福米東小, 福米西小, 加茂小, 東山中, 福生中, 福米中, 加茂中	4,623人 (5,000食)

※給食人員は、平成27年度見込みの給食人員

(3) 新設センターの建設地について

新設センターの建設地は、市が所有する「流通業務団地内の敷地」とする。

(4) 中学校給食の実施に係る学校等の整備について

ア 給食未実施校及び単独調理校において、配膳室等の整備を行う。

イ 弓ヶ浜共同調理場において、コンテナプールの改修を行う。

- (5) 中学校給食の実施時期について
 中学校給食の実施時期は、平成27年度からの実施とする。

2 中学校給食実施に係る経費の積算について

中学校給食実施に係る経費について、実施案をベースに次のとおり積算した。

また、積算に当たっては、中学校給食の実施に伴う施設整備費の外、平成27年度からの運営費、給食実施に伴う扶助費等についても積算に加えることとした。

なお、この度の積算額は、あくまでも現時点の概算額であり、今後、中学校給食実施に係る環境の変化等により、積算額は変動する。

(1) 建設等に係る経費について

建設等に係る経費を新設センター等の施設整備費と初年度備品等に大別し、それぞれ表21のとおり概算額を積算した。(参考6参照)

表21【建設等に係る経費概算額】

単位：千円

項目	内容	費用額
新設センター等の施設整備費	新設センター土地取得費用	156,452
	新設センター施設整備費用	1,038,561
	初期厨房機器	237,674
	配膳室整備費用	218,816
	調理場改修費用	11,290
	小計	1,662,793
初年度備品費等	コンテナ	20,875
	食器等	11,935
	その他消耗品	14,108
	小計	46,918
合計		1,709,711

【参考】6-主な新設センター施設整備費の内訳と学校給食センター設計金額との比較

単位：千円

項目	新設センター概算額	学校給食センター設計金額
建築主体工事	516,949	455,385
設備工事	460,005	373,800
合計	976,954	829,185

※建築主体工事における新設センターと学校給食センターとの差額は、主として、敷地が不正形地であるため、建築面積が増えたことによるもの。

※設備工事における新設センターと学校給食センターとの差額は、主として、新設センターにおける排水処理施設の設置費用(約 52,000 千円)によるもの。

(2) 運営等に係る経費について

運営等に係る経費については、中学校給食の運営経費とその他の経費に大別し、それぞれ表 22 のとおり経費を積算した。

なお、中学校給食の運営経費については、平成 27 年度の学校給食運営費を試算し、その額から平成 22 年度運営経費を差し引くことによって、表 23 のとおり経費の積算を行った。

表 22 【中学校給食の運営等に係る経費積算額】

単位：千円

項目	内容	費用額
運営経費	中学校給食実施に係る運営費	73,179
その他の経費	給食扶助費	23,447
	すこやか弁当の廃止	△828
	学校給食会補助金増額分	2,400
	小計	25,019
合計		98,198

表 23 【中学校給食実施に係る調理場別運営費】

単位：千円

項目	H22 年度運営費	H27 年度運営費	運営費(H27-H22)
学校給食センター	111,606	110,714	-892
弓ヶ浜共同調理場	47,823	59,027	11,204
尚徳共同調理場	60,556	66,991	6,435
淀江共同調理場	34,100	34,871	771
啓成小学校	15,472	0	-15,472
加茂小学校	21,376	0	-21,376
彦名小学校	11,818	0	-11,818
五千石小学校	12,938	0	-12,938
小計	315,689	271,603	-44,086
新設センター	0	117,266	117,266
合計	315,689	388,868	73,179

※端数処理の関係で合計は一致しない。

(3) 積算額の財源内訳

上記積算額の年度別財源内訳は、次の表 24 及び表 25 のとおりである。

表 24【施設整備費等に係る財源内訳】

単位：千円

項目	費用 合計	平成 25 年度			平成 26 年度		
		国補助	起債	一般財源	国補助	起債	一般財源
施設整備費	1,662,793	0	196,100	30,737	167,705	1,204,600	63,651
初年度備品費	46,918	0	0	0	0	0	46,918
合計	1,709,711	0	196,100	30,737	167,705	1,204,600	110,569

表 25【運営費等に係る財源内訳：H27 年度以降】

単位：千円

項目	費用額	左の財源内訳		
		国補助	起債	一般財源
運営費	73,179	0	0	73,179
その他の経費	25,019	0	0	25,019
合計	98,198	0	0	98,198

第6 中学校給食に係るその外の検討事項について

1 中学校給食の実施に伴う食育の推進について

本市における学校給食を活用した食育の推進は、主として栄養教諭及び学校栄養職員等により、給食時における学校訪問、授業への参画等が実施されている（参考7参照）が、給食の未実施校においては、その推進が困難な状態となっている。

平成21年改正の学校給食法は、「学校給食を活用した食に関する指導の実施」、「学校における食育の推進」を明確に規定していることから、全ての公立義務教育諸学校において、法の趣旨を十分に踏まえた食育の推進を図る必要があることは言うまでもない。

学校給食を活用した食育指導は、栄養教諭等が食に関する実践的な指導を行い、学校長は、当該指導が効果的に行われるよう食に関する指導の全体的な計画を作成することとされている。

このことから、今後、中学校給食の実施に当たっては、給食実施校を含め、栄養教諭等と学校長を初めとする学校現場の教職員が一体となった食育の推進体制の再構築を図ることが必要である。

参考-7【学校における食育の推進状況】

平成22年度 目標	栄養教諭等による給食時間の学校訪問 ・小学校：各学級年1回以上 ・完全給食実施の中学校：1校1回以上 栄養教諭等によるT・T授業への参画 各小学校（全クラス）の参画186回以上
平成22年度 取組状況	給食時間の訪問指導回数 延べ567回 学校栄養職員によるT・T授業への参画回数 延べ174回 試食会や講演会を通じた保護者への啓発回数 延べ23回 調理受託業者による給食調理員の給食時間の学校訪問 166回

※平成22年度事務執行状況の点検・評価票（教育委員会）より抜粋

注：T・T授業

担任と栄養教諭等がチームとなって行う食育に係る授業

2 すこやか弁当の取り扱いについて

平成16年から開始したすこやか弁当については、家庭の事情等で弁当を持参できない生徒のために実施している事業であることから、中学校給食の実施を契機にこれを廃止すべきものとする。

3 弁当と給食の選択について

弁当と給食の選択については、学校給食法の改正により、「生きた教材」としての学校給食を活用した食の指導に関する措置が講じられたこと等、法の趣旨を考えれば、原則、統一的な取り扱いをすべきであり、弁当と給食の選択制については、これを導入すべきではないものとする。

なお、アレルギー体質により給食を食べることができない児童や生徒の対応については、既存の給食実施校と同様の配慮をする必要がある。

4 食器等について

現在の本市の給食は、食器（主に米飯、汁物を入れる器）とランチ皿に給食を盛り付けることにより提供されている。

食器については、平成 12 年にポリカーボネイト等の食器から現在の仕様（内側ステンレス 外側ポリプロピレン）に変更した経過がある。

ランチ皿とは、お盆とお皿を兼ねたものであるが、皿を手を持って食べることができないことから食事の際の姿勢が悪くなること、日本食器の並べ方に合わない等の理由により、食育指導に適さないとの指摘がある。

食器等の変更については、食器等を洗う洗浄機の変更が必要となることから、既存の調理場においては、先ほどの指摘があるにもかかわらず、現行の食器を使用せざるを得ない状況となっている。

この度、新たに給食センターを設置するに当たっては、この機会をとらえ、食器等の今後の在り方について、検討を始めるべきものとする。

5 中学校給食の提供体制について

中学校給食の実施は、新たに配膳や片付けの時間を必要とし、学校の日課に大きな影響を与えるとともに、配膳途中での異物混入防止や給食費の未納、給食の残さいなど、学校においても、新たな課題と責任が生じることが予想される。

中学校給食の実施に当たっては、これらのことを踏まえ、学校現場と市がそれぞれの立場で役割を認識した上で、円滑な中学校給食の実施体制を確立することが必要である。

6 新設センター調理場の多機能化について

中学校給食の実施に当たっては、本委員会の検討において、新しいセンターの建設という結論に至ったところであるが、当該センターの建設については、様々な機能を兼ね備えた多機能型のセンターの設置の検討も併せ

てすべきではないかとの問題提起がなされた。

本委員会の目的は、あくまでも「実現可能な中学校給食の検討」にあるが、厳しい財政環境下において、膨大な費用を投じて建設する新設センターであるならば、その機能についても様々な角度からの検討をすべきとの議論があったところである。

なお、新設センターの多機能化については、あくまでも、今後の政策的な判断に委ねられるものと考えているが、ここでは、他市の例等を参考に、現時点で、本市において必要とされるセンターの機能についての検討を行った。

【多機能化についての検討】

他市の事例では、平常時は学校給食センターとして使用し、災害時は炊き出し等を行うという防災機能を併せもったセンターの建設をしている事例がある。

特に流通団地内にセンターを新設することになれば、流通団地が既に流通機能を備えていることから、例えば、当該センターに防災備蓄倉庫を設置した場合、備蓄物等が市内全域に速やかに配送できるというメリットがある。

新設するセンターの防災機能について、本委員会と防災所管課との意見交換を行ったところ、防災備蓄倉庫の併設を望むとのことであった。(参考8参照)

参考8-本市の防災備蓄倉庫の現状

項目	住所	面積
東山公園備蓄倉庫	東長 85-1 (東山公園内)	48 m ²
湊山公園備蓄倉庫	西町 (湊山公園内)	87 m ²
弓ヶ浜公園備蓄倉庫	両三柳 3203-6 (弓ヶ浜公園内)	49 m ²
皆生新田中央公園備蓄倉庫	皆生新田 3-3-1 (皆生新田中央公園内)	48 m ²
長砂備蓄倉庫	長砂 935-1	84 m ²
淀江支所	淀江町西原 11129-1	20 m ²
米子市役所旧庁舎	中町 20	37 m ²

資料編

1 米子市中学校給食事業庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中学校給食事業の実施について検討するため、米子市中学校給食事業庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、米子市長（以下「市長」という。）及び米子市教育委員会に報告する。

- (1) 中学校給食の実施に関する問題点、課題等の整理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、教育長、教育委員会事務局長（以下「事務局長」という。）、行政経営課長、財政課長、企画課長、学校教育課長及び学校給食課長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、教育長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月12日から施行する。

2 米子市中学校給食事業庁内検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
議長	北尾 慶治	教育長
委員	本池 辰郎	教育委員会事務局長兼教育総務課長
委員	石原 慎吾	総務部次長兼行政経営課長
委員	平木 元基	総務部次長兼財政課長
委員	高塚 貴	企画部企画課長
委員	秋田 治	教育委員会事務局次長兼学校教育課長
委員	松浦 裕美	教育委員会事務局学校給食課長

3 検討経過

区分	年 月	内 容
第1回	平成23年5月12日	・中学校給食の実施に関する問題点、課題等について
第2回	平成23年7月11日	・中学校給食実施計画について（委員私案）
第3回	平成23年8月10日	・中学校給食実施に係る検討経過について
第4回	平成23年8月31日	・中学校給食の実施方式について ・今後のスケジュールについて
第5回	平成23年9月30日	・中学校給食に実施方式について ・中学校給食実施に伴う食育の推進等について
第6回	平成23年10月27日	・中学校給食の実施方式及び設置場所について ・報告書案について
第7回	平成23年11月8日	・検討委員会報告書（案）について ・中学校給食にかかる経費の積算について ・今後のスケジュールについて

4 添付資料一覧

- 別紙資料1 「二つの方式についての他市にみる一般論的な比較表」
- 別紙資料2 「平成17年度中学校給食問題調査会調査報告書（抜粋）」
- 別紙資料3 「米子市小学校、中学校及び共同調理場位置図」
- 別紙資料4 「流通業務団地区画図」
- 別紙資料5 「給食配膳室設置現地調査結果」